

## 越境サービス規制

### 1. 中国初のサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）

中国商務部が2021年7月26日、「[海南自由貿易港越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）](#)」を公表し、同年8月26日より実施した。

同リストは、農・林・牧・漁業、建築業、卸売り・小売業、金融業、技術サービス業など11分野の合計70項目を記載した、サービス貿易に関する中国国内初のネガティブリストである。同リストでは、外国サービス提供者が市場に参入する際に、リストに記載されていない分野については内国民待遇を与えると規定している。

また、人材分野に関する各種規制が撤廃され、登録計量士などの資格試験への外国籍人材の受験制限が撤廃された。交通運輸分野では、外国の船舶検査機構が中国国内で船舶検査事業を展開する際、中国で会社を登記しなければならないとの制限が撤廃された。専門サービス業では、外資系弁護士事務所の在海南事務所が海南に関わる商事の非訴訟法律事務に従事すること、海南現地の弁護士事務所が外国籍弁護士を招いて外国法律顧問とすること、および香港・マカオ弁護士を法律顧問とすることが認められた。金融業の分野では、外国人が証券口座や先物口座を開設することが認められたほか、外国人が証券・先物に関する投資コンサルティングの就業資格などを申請できるとされた。

### 2. サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）の対象拡大

中国商務部が2024年3月22日、「[越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）](#)」（以下「全国版リスト」という）および「[自由貿易試験区越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）](#)」（以下「試験区版リスト」という）を公表し、同年4月21日より実施した。

全国版リストは、外国から中国にサービスを提供する者を対象に、農・林・牧・漁業、建築業、卸売・小売業、金融業、技術サービス業など11分野、合計71項目の特別管理措置が記載された、越境サービス貿易に関して中国全土を対象範囲とする初のネガティブリストである。同リストでは、外国サービス提供者が市場に参入する際に、リストに記載されていない分野については、内国民待遇を与えると規定している。

## 中国 外資に関する規制

また、試験区版リストには11分野、合計68項目が記載されており、全国版と比較すると、主に下記の規制が緩和されている。

(1) 人材分野に関する各種規制を撤廃する。不動産鑑定士、競売人、獣医師など6種類の資格試験への外国籍人材の受験制限を撤廃する。

(2) 金融業の分野では、条件に合致する外国人に対し、証券口座や先物口座の開設が認められ、外国人が証券・先物に関する投資コンサルティングの就業資格などを申請できる。

(3) 専門サービス業では、国外に設立された経営主体、個人が通関申告業務に従事できる。

(4) 文化分野の対外開放の拡大。中外合作テレビドラマの制作者に占める中国人比率の要求が3分の1以上から4分の1以上に緩和された。